

東税板支発第 7 7 号
令和 6 年 1 0 月 3 0 日

会 員 各 位

東京税理士会板橋支部
役員選挙管理委員会
委 員 長 有働 武文

支部役員選挙の実施について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本支部現役員の任期は、支部規則第 1 4 条の規定により来年 6 月の定期支部総会終了の時をもって満了となります。支部役員選挙規則第 2 0 条第 1 項の規定により、選挙は支部役員の任期が満了する前年の 1 2 月 1 0 日までにを行うこととなっており、下記のとおり支部役員の選挙を行いますので、お知らせいたします。

つきましては、別紙「支部役員選挙についてのご注意」をご参照の上、本支部諸規則を遵守され、高潔なる品格をもって公正な選挙を行うよう特段のご協力をお願い申し上げます。

なお、選挙に関し不明な点は、本委員会にお問合わせください。

また、日程の関係で時間的制約が生じますので、一部の通知については、電話連絡及び板橋税理士会館での閲覧となりますのでご了承ください。

記

選挙の公示 1 1 月 2 5 日（月）

立候補受付 1 1 月 2 5 日（月）及び 1 1 月 2 6 日（火）
＜午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分＞ 於：板橋税理士会館

立候補辞退 1 1 月 2 6 日（火）及び 1 1 月 2 7 日（水）
＜午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分＞ 於：板橋税理士会館

公 聴 会 1 2 月 3 日（火）
＜午後 6 時 00 分～＞ 於：板橋税理士会館

期日前投票 1 2 月 6 日（金）及び 1 2 月 7 日（土）
＜午前 10 時 00 分～午後 4 時 00 分＞ 於：板橋税理士会館

選 挙 日 1 2 月 1 0 日（火）
＜午前 9 時 00 分～午後 4 時 00 分＞ 於：板橋税理士会館

＜別 紙＞ 役員選挙についてのご注意

1. 選挙する役員数

(1) 支 部 長	1 名
(2) 副支部長	6 名
(3) 幹 事	5 0 名
(4) 監 事	3 名

2. 選挙権

次に該当する会員には、選挙権がありません。

- (1) 税理士法人会員
- (2) 懲戒処分により業務停止中の者
- (3) 本会会則第47条第1項の規定により会員権停止中の者
- (4) 令和6年9月30日現在において、本会又は本支部の前事業年度の会費を滞納している者
- (5) 令和6年9月30日現在において、本会の会館建設費若しくは特別会費を滞納している者

なお、選挙権及び被選挙権の有無については、選挙日の7日前までに選挙人名簿を作成して板橋税理士会館に備え付け、閲覧に供します。

また、会費等の納入を忘れたため選挙権を失うことがありますので、いま一度お調べ下さい。

3. 被選挙権

次に該当する会員は、役員に立候補することができません。

- (1) 本会会則第24条（役員の欠格条項）に該当する者
- (2) 選挙権を有しない者

以上のほか支部長候補者については、資格制限があります(選挙規則第13条、選挙管理規程第3条)。

4. 選挙人名簿

令和6年9月30日現在をもって選挙人名簿を作成し、選挙日の7日前までに板橋税理士会館に備え付け、会員の閲覧に供します。

「選挙人名簿」に誤謬を発見した会員は、11月29日（金）までに委員会に到達するよう異議の申立をすることができます。異議の申立がありますと、委員会はこれを審理して、その結果を申立人に連絡し正当であると認めたときは直ちに所定の手続きをとります。

5. 立候補の届出

立候補の届出は、委員会の定める立候補届出用紙によって、11月25日（月）及び11月26日（火）の午前10時00分から午後4時00分まで、板橋税理士会館において委員会が受付しますので本人または代理権を授与された会員が直接届け出て下さい（郵送は認められません。）。必ず税理士証票と印鑑（認印）をご持参下さい。

なお、立候補届出用紙は本支部の役員選挙管理委員会（支部事務局）に用意しておりますので、立候補予定者は前もって委員会に届出用紙等をご請求下さい。

又、支部ホームページ上に立候補届出用紙をアップいたしますので、ダウンロードすることも可能です。

委員会から交付する郵便はがき及び封筒の実費相当額の負担（選挙管理規程第7条第1項）は、要しないことといたします。

なお、立候補者において被選挙権に係る未収会費を10月1日以降に納付した場合は、納付した旨を証する書面（振込金受取書等のコピー）を必ずお持ち下さい。

6. 立候補の辞退

立候補の辞退する者は、11月27日（水）の午後4時00分までに本人が書面をもって委員会に直接届けて下さい。期限後の辞退は一切認められません。

7. 候補者が定数未満の場合の措置

定数に満たないときは、選挙規則第16条第1項の規定により支部役員推薦委員会が候補者を推薦致します（但し、支部長は除きます。）。

8. 選挙公報

選挙公報には候補者の氏名、年令、登録年月日及び税理士事務所の所在地を掲載します。

そのほか、支部長の候補者については、本人が立候補届出期限までに委員会に提出した所信を選挙日の7日前までに板橋税理士会館に掲示し、税理士会員の閲覧に供します。

9. 選挙運動の禁止事項

（1）投票については依頼または誘導する目的をもって行う行為は、すべて選挙運動とみなされます。会員は規則第2条に定める選挙の倫理を遵守するとともに、この規則に違反して選挙運動をし、またはさせてはならないことになっています。選挙運動に関し、会員以外の者が行った行為は、これを行わせた候補者または会員の行為とみなされますのでご注意下さい。

選挙運動は、立候補の届出のあった時から投票日の前日までの間でなければ、することができません。

(2) 候補者並びに会員及び会員の組織する団体は、選挙に関し次の行為をすることができません。また、会員以外の者にこれをさせてはならないことになっています。

①委員会が作成して交付する郵便はがき及び封筒以外を使用して文書図画を発送配布すること（ただし、名刺については一定の制限（7 cm×12 cm以内）を守れば、使用できる。）。

(注) 通信等（ファクシミリ、パソコン通信、電子メール及びインターネット・ホームページなど）は文書図画の範疇に入ると解するものとする。

②候補者を誹謗し、その他不正な手段で他人の当選を妨げること。

③会員の自由な選挙権の行使を妨げること。

(3) 候補者、立候補しようとする者及び選挙運動に従事する者が、会員その他の者に対して金銭、物品、飲食物その他財産上の利益を供与して投票につき依頼または誘導を行うこと。

ただし、次のような場合は除きます。

①選挙運動のための会議の出席者または選挙運動に従事する者に弁当若しくは茶菓子を供与すること。

②候補者若しくは事務責任者が選挙運動に従事した会員に対して、その者が要した交通費、通信費その他の費用の実費弁済をすること。

③集会その他の会合において出席者の全員が当該集会等に要した会場使用料等の実費を負担すること。

(4) 電話及び訪問による選挙運動は、午前9時00分から午後8時00分までの間に限るものとし、かつ、会員の業務及び日常生活を妨げないようにしなければなりません。

10. 選挙事務所

立候補をしようとする者は、立候補届出のとき所定の申請書により選挙事務所を届け出なければなりません。この選挙事務所は候補者本人の税理士事務所とし、選挙事務所に本人以外の事務責任者を置く場合は、選挙権を有する会員のうちから1名を指名し委員会に届け出て下さい。

委員会が候補者に発する通知は、候補者があらかじめ届け出た選挙事務所宛に行います。

11. 公 聴 会

公聴会は、支部長候補者（この項に限り以下「候補者」という。）全員の出席を求めて次のとおり実施します（候補者が定数以内のときは実施しません。）。

（１）日 時 １２月 ３日（火）午後６時００分～

場 所 板橋税理士会館

（２）公聴会の運営は、委員会が当たります。候補者及び出席者は委員会の指示に従い公聴会の公正な運営に協力しなければなりません。

（３）公聴会の進行は、次の基準によります。

①候補者または代理人（候補者が会員のうちから指名し、１１月２６日（火）までに委員会に届け出のあった者）による所信表明

②あらかじめ会員から届け出のあった質問事項に対する候補者または代理人の回答

（４）公聴会における所信表明及び質問事項に対する回答は、候補者または代理人が自ら行うものとし、録音、録画その他これに類似するものをもって代用してはならない。

（５）候補者または代理人は、公聴会の運営等をあらかじめ協議するため委員会が指定した日時・場所に出席しなければならない。

（６）公聴会での質問は会員１人１問とする。質問しようとする会員は答弁を求める候補者の氏名、質問事項の要旨（２００字以内）、自己の氏名、班名及び税理士事務所所在地を記載した書面を１１月２７日（水）正午までに到達するよう委員会に届けなければならない。

（７）委員会は、会員から提出された質問事項を１２月２日（月）午後５時００分までに当該候補者に配布する。

（８）候補者は、１２月２日（月）午後５時００分までに委員会の指示する方法により質問事項を受領しなければならない。

（９）公聴会には会員以外の者は出席できないものとし、出席する会員は本人であることを確認できるよう税理士証票等を会場受付に提示しなければならない。

（１０）公聴会当日会場となる板橋税理士会館敷地内においては、いかなる選挙運動も行ってはならない。

（１１）会場の都合上、公聴会の出席に関しては、事前申込制にて行うこととする。

（１２）公聴会に関し定めのない事項については、委員会の定めるところによる。

12. 投 票

（１）選挙人は、選挙日の１２月１０日（火）午前９時００分から午後４時００分までに板橋税理士会館の投票所で投票して下さい。

なお、投票の方法は、支部長・副支部長及び監事については、単記無記名投票により行い、幹事については、３名連記無記名投票により行います。

（２）期日前投票の制度がありますので、選挙日に業務等の都合で投票所に行き

投票ができない選挙人は次の要領で期日前投票ができます。

①日 時 12月 6日（金）午前10時00分～午後4時00分
 12月 7日（土）午前10時00分～午後4時00分

②場 所 板橋税理士会館

③期日前投票をする者は、選挙の当日に投票できない事由を記した書面（用紙は支部事務局に備付）を提出し、委員会の承認を受けて投票して下さい。

（3）選挙人は、投票の際本人であることを確認できるよう税理士証票をご持参下さい。

13. その他留意事項

（1）投票、開票等の際し、板橋税理士会館内においては携帯電話の使用はご遠慮下さい。

（2）役員選挙管理委員は、選挙運動に関与することができませんので、候補者等は十分ご留意下さい。

役 員 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長	有	働	武	文
副委員長	伊	藤	秀	行
委 員	栃	木	正	明
同	長	沼	弘	二
同	高	山	峰	夫